

令和 2 年 9 月 15 日 制定  
令和 3 年 3 月 5 日 改訂  
令和 3 月 11 月 1 日 改訂  
令和 4 月 11 月 29 日 改訂  
農のふれあい交流経営者協会  
(事務局：一般社団法人全国農業会議所)

## 観光農園（収穫体験）における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン （第4版）

### 1. 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）における以下の提言を踏まえ、「観光農園（収穫体験）」を営む際の参考として作成したものです。

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。

作成にあたっては、関連産業の各種ガイドライン等を参考に、全国の観光農業経営者等で組織する「農のふれあい交流経営者協会」の会員が取り組む感染対策を含め取りまとめました。

また、農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課によるご協力を賜り、尾内 一信 氏（医師、川崎医科大学名誉教授、川崎医療福祉大学特任教授）に監修いただきました。

現時点においても、新たな変異株の発生等を踏まえ、都度適切に接触感染・飛沫感染・エアゾール感染の経路に応じた感染防止策を徹底することが重要です。一方で、新型コロナウイルス感染症に関する医療的知見の蓄積やワクチンの複数回接種の進展等により、今後、平時への移行のプロセスとして、感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められています。観光農園は、不特定多数の人々が訪れることから、園内において十分な感染拡大防止策を講じ、従業員及び顧客の感染を防止して事業の持続可能性を確保することが重要です。

### 2. 留意すべき基本原則

一般的に新型コロナウイルスは、感染者のくしゃみや咳などによる「飛沫感染」と、周りのものに触れてついたウイルスによる「接触感染」で感染します。また、密閉環境では、飛沫が長期間浮遊して空気感染の様に「エアゾール」感染することもあります。

感染防止の3つの基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策をとるとともに、お客様に感染拡大防止策を周知・啓発し、対策の実行への理解と協力を得ることが必要です。

特に、観光農園（収穫体験）では、「感染リスクが高まる5つの場面」のうち、「マスクなしでの会話」、「居場所の切り替わり」（休憩場所、喫煙所など）での感染リスクが考えられ、こうした場面での感染拡大防止策に特に留意することが重要です。

### （1）身体的距離の確保

- 従業員とお客様及びお客様同士の接触をできるだけ避けるため、場面に応じた接触距離の確保に努める。
- 予約制限や人数制限などにより来園人数を調整する。
- 農園内ではグループごとに距離をとって収穫体験できるよう案内する。
- 団体等でグループ人数が大人数となる場合、3～5人程度の固まりで分散する等、密を避けるよう留意する。

### （2）マスクの着用

- 受付、休憩場所や直売所など、異なるグループの人や従業員と近い距離で接する場合のマスク着用。（従業員及びお客様に対する周知）
- 正しいマスクの着用方法や咳エチケット、場面に応じた適切な着脱について掲示する等、徹底する。
- マスクを持参していないお客様へは、マスクを配布もしくは販売する。

#### 【厚生労働省「マスクの着用について」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

#### <正しいマスクの着用方法>

- ・品質が確かな（できれば不織布）、顔にあったサイズのマスクを着用する
- ・鼻の位置がずれていないか、ほほやあごにすき間が無いか確認し顔にフィットさせる
- ・鼻だし・あごマスクをしない、表面を触らず、取り外しの際はひも部分をもつ

#### <場面に応じた適切な着脱>

- ・屋外では、季節問わず原則着用不要で、人との距離（目安2m）を保てず会話する場面のみ着用する
- ・屋内では、距離が確保でき会話をほとんど行わない場合を除き、原則着用する

※熱中症対策のため必要に応じ着用しないことにも留意。（「5．熱中症対策」参照）

### （3）手洗い

- 従業員、お客様に対しまめな手洗い・手指消毒を励行する。
- アルコール消毒剤を使用した後の手や衣類への引火に注意する。
- 受付、事務室、農園内などの各地に手指の消毒設備を設置し、使用を徹底する。

#### <参考>

#### 【厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

#### 【厚生労働省「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>

### 3. 従業員等向けの対策

#### (1) 日常的な対応

- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- 出勤前に体温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は自宅待機とする。また、勤務中に具合が悪くなった従業員は直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 陽性とされた者との濃厚接触がある場合、5日間の自宅待機（2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除）等の行動制限を求める。
- 同一世帯内以外の事業所等で、陽性とされた者との接触がある場合、感染防止対策を実施していた際は原則行動制限は求めないが、感染対策をせずに飲食を共にしたもの等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる。
- 海外渡航歴を有する従業員及びその接触者については、日本入国時の検疫措置（厚生労働省HP「水際対策」など参照）に沿って対応する。
- 発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員の健康状態を毎日確認する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- 体調不良の場合の自宅待機が当該従業員の負担や経済的な損失につながることをないように、就業規則等の社内規程・運用において配慮する。
- 公共交通機関を利用する従業員等には、適切なマスクの着用や私語を控えることを徹底する。
- 感染防止対策の重要性を理解させ、政府・自治体が公表する感染症対策に関する最新情報等をメール連絡や朝礼の場などで周知する。
- 職場内会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

#### 【政府の情報発信サイト】

内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/>

内閣官房：新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ健康観察アプリ

<https://corona.go.jp/health/>

首相官邸：新型コロナウイルス感染症対策本部

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)

厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

厚生労働省：新型コロナワクチンについて

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

厚生労働省：水際対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

#### (2) 職場等における検査の更なる活用・徹底

- 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、事業所に備える抗原簡易キットによる検査や自宅等での自己検査を検討する。検査結果が陽性だった場合、体調に応じて受診・相談センターへの相談や医療機関を受診す

ること。なお、65歳未満の重症化リスクの少ない者であって症状が軽い場合は、都道府県が設置する健康フォローアップセンターに連絡することで医療機関の診断を待つことなく自宅療養に移行することが可能。

- 寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討すること。

#### 【抗原簡易キットの活用と対応について】

抗原簡易キットの購入にあたっては、以下のことが必要です。

- ① 検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
- ② 国が承認した抗原簡易キットを用いること

これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照し、活用の可否を判断してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

（令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

（厚生労働省：新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報）

抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、その濃厚接触者に該当する者は接触状況等を踏まえ、所定の期間は健康状態に注意を払い、症状が表れた際は抗原簡易キットでの検査や必要に応じて受診・相談センターや医療機関への相談を実施してください。

## 4. 各場面における対策

### （1）来園・受付時

- 来園前に検温を行い、以下の場合に該当する者は入園を自粛するようウェブサイト等で呼びかける。
  - ◆ 発熱や咳、咽頭痛など具合の悪い場合
  - ◆ 陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - ◆ 海外渡航歴を有する者で、日本入国時の検疫措置に沿って入国時検査で陽性とされた場合
- マスク着用や咳エチケット、手指消毒の働きかけを行う。
- 農園内外において対人距離を確保するため、お客様に対し掲示・アナウンスの実施により可能な範囲での対人距離の確保を促す。
- 受付時には、お客様同士の距離を確保するため、適切なマスク着用や大声での発生を控えることを前提に、前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔が空くように待ち位置を表示するなどして促す。
- 代表者がまとめて受付を行い、団体客は一つの場所に固まらず分散して待機するよう促す。

## (2) 金銭の受け渡し

- 直接の受け渡しをせず、キャッシュトレイを介した受け渡しや電子決済の導入を検討する。
- 金銭を扱った場合は、適度に手指の消毒を行う。

### 【飛沫防止用シートの火災予防について】

令和2年7月17日付消防庁予防課事務連絡「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（情報提供）」に基づき、飛沫防止用シートの設置においては以下の点に留意する。

- ① 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- ② 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- ③ 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

#### <参考>

消防庁予防課「上記事務連絡」

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200722\\_yobou\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200722_yobou_1.pdf)

消防庁予防課「飛沫防止用のシート設置に係るリーフレット」

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/himatsuboushi\\_leaflet.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/himatsuboushi_leaflet.pdf)

## (3) 農園への案内

- グループ単位で体験場所を設定し、グループ間で2 m以上の距離を確保することに努める。なお、マスク着用と効果的な換気が確保されていて大声での会話が想定されない場面では人と人が触れ合わない距離での間隔を確保する。
- 農園案内や説明時間を短縮するため、資料配布や動画での説明、ポイントを絞った説明に努める。
- 農園までの道が混雑しないよう、適切に掲示・アナウンスを行うとともに、高齢者、妊婦、障害者に対する優先的な利用を確保する。
- 敷物や収穫器具は、できるかぎり自宅より持参していただくようウェブサイト等でお願いする。
- 使用する収穫器具（はさみ、収穫かご等）や共用部分（蛇口、三脚、踏み台等）は、各グループの入園前等、適宜消毒をする。

## (4) 車による送迎

- ツアーバス内でのクラスター発生事例も踏まえ、マイクロバスや乗用車などを使って送迎・農園案内をする場合、感染対策に留意する。
- 乗車時に手指消毒を実施し、車内ではマスク着用を徹底する。
- 乗車人数を少なくし、外気換気モードによるエアコンの使用や窓を開けて走行するなど、適切な換気を行い車内での3密の発生を防止する。
- 手すり等、頻繁に手を触れる部分は、適度に清拭消毒する。

## (5) 収穫体験時

- 会話時は、マスクを着用し距離を確保する（目安 2m）などして、感染のリスクが低くなるように促す。なお、マスクを着用し、大声で会話する場面以外では、人と人が触れ合わない程度の距離を確保する。
- 使い捨て手袋を用意し、お客様に装着しての収穫をお願いする。
- 一度手を付けた収穫物は必ず収穫するよう促す。
- 一人一人にビニール袋等を配布し、食事により出たヘタ・タネ・食べ残し等は密閉して捨てるよう促す。食事の際もマスクは、飲食の直前までは外さないよう、ご協力をお願いします。また、お食事の際のマスク未着用時には、会話を控える。
- 売店等で試食販売を行う場合は、間隔の確保または対面で距離を確保できない場合はパーティションの設置、食事中以外のマスク着用、手指消毒や換気の徹底など、飲食時の感染対策を講じる。
- ハウス内においては、換気を徹底する。  
※適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気。こまめな換気の場合は 30 分に 1 回 5 分程度、窓開け換気の際は 2 方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどにより、十分な換気を行う。

## (6) 休憩場所（社員食堂や喫煙所含む）

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けるよう促す。（黙食の徹底）
- 食事や会話を行う場合は、使用禁止の席を間隔的に設けるなど座席間の距離を 1 m 以上確保することや、対面など 1 m 以上の距離を確保できない場合は間仕切りの設置を行う。その際、空気の流れを阻害しないような配置とする。
- 室内では常時換気を行い、座席やテーブルなど共用物品は適度に消毒する。
- 必要に応じ、CO2 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、1,000ppm 以下（※）を維持することが推奨される。  
※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安

### <換気に関する参考>

新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

## (7) トイレ

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- ハンドドライヤーを使用する場合、メンテナンスや清掃の状況を確認し、アルコール消毒等で定期的に適切な清掃を行う。

## 5. 熱中症対策

夏場の気温・湿度が高いなか、炎天下の露地や高温なハウス内では感染症対策を講じつつ、以下のような熱中症対策にも留意する必要がある。

- 換気が十分な場所で人と十分な距離（目安 2 m）が確保できる場合は、適宜マスクをはずして休養するよう促す。主催者は休憩できる場所の確保に務める。
- マスクを着用している場合、体に強い負荷のかかる行動は避け、喉が渇いていなくてもこまめに水分補給するよう促す。
- 熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをする。

#### **【政府の熱中症対策】**

厚生労働省：「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

農林水産省：令和 2 年度の熱中症予防行動を踏まえた新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの補足について

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/nougyouguidline\\_hosoku.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/nougyouguidline_hosoku.pdf)